

授業科目（提供科目）及びシラバス等

【授業科目（提供科目）】

授業科目	単位	責任教員	開講 学期	曜日講時	実施方法
環境法Ⅱ	2	大塚 直	集中	8月19日（木）4, 5, 6 講時 8月20日（金）2, 3, 5, 6 講時 8月26日（木）3, 4, 5, 6 講時 8月27日（金）2, 3, 5, 6 講時	オンライン
実務国際私法Ⅰ	2	竹下 啓介	前期	土・2～4 講時 [3週に1度の開講] ※初回授業日は4月17日。2回目以降の授業日程は受講者との相談のうえ決定します。	対面（2 講時） ＋オンライン （3.4 講時）
実務国際私法Ⅱ	2	竹下 啓介	後期	土・2～4 講時 [3週に1度の開講]	対面（2 講時） ＋オンライン （3.4 講時）

1 講時 8：50～10：20、2 講時 10：40～12：10、3 講時 13：00～14：30、4 講時 14：40～16：10、
5 講時 16：20～17：50、6 講時 18：00～19：30

科目群	展開・先端科目		実務・実践的授業			—
授業科目	環境法Ⅱ		単位	2	担当教員	大塚 直
配当年次	L2・3	開講学期	前期集中	週間授業回数	-	
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			JLS-LAW636J	

<授業の目的と概要>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

<学修の到達目標>

環境私法を中心とし、重要な環境訴訟について、事案と法理論上の問題点を把握し、自らの結論を理由とともに導くことができる。環境法の理念・原則について環境法全体との関係で理解する。

<授業内容・方法と進度予定>

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法 Basic（第2版）（有斐閣、2016）を通読の上、授業に持参すること。

- 第1回 環境法の理念・原則（1）
- 第2回 環境法の理念・原則（2）
- 第3回 環境政策の手法
- 第4回 環境訴訟全般
- 第5回 民事訴訟と行政訴訟（1）
- 第6回 民事訴訟と行政訴訟（2）
- 第7回 民事訴訟と行政訴訟（3）
- 第8回 民事賠償訴訟（1）一過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
- 第9回 民事賠償訴訟（2）一因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為
- 第10回 民事差止訴訟（1）
- 第11回 民事差止訴訟（2）
- 第12回 民事差止訴訟（3）、リスク訴訟
- 第13回 土壌汚染訴訟、廃棄物訴訟（1）
- 第14回 廃棄物訴訟（2）
- 第15回 廃棄物訴訟（3）その他

<授業時間外学修>

予習に90分、復習に30分かけてください

<教科書および参考書>

【教科書】

大塚直・環境法 Basic（第2版、有斐閣、2016）

環境法判例百選（第3版）

環境法の判例については一覧表を追加するので、掲示に注意されたい。

（以下、参考文献、参考書）

大塚直・環境法（第4版）（有斐閣、2020）

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室 283号以下（2004年4月号～）

取り扱う裁判例等について詳細なスケジュールを追って配布するのでよろしくお願いします。

<成績評価方法>

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（レポート 60%、平常点 40%）。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

<その他>

特別聴講学生の受入に際しては、「不法行為」分野を扱う講義科目の単位を取得済みであることを要件とする。

< Object and summary of class >

This course teaches Environmental Law II and covers the fundamental and thorough principles of Environmental Law II. The detailed understanding of Environmental Law II is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	実務国際私法Ⅰ		単位	2	担当教員 竹下 啓介
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	3週に1度・3回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW655J	

<授業の目的と概要>

本授業は、国際的な私法上の法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

<学修の到達目標>

国際的な私法上の法律関係を規律する準拠法選択規則（狭義の国際私法）の基本を理解した上で、個別具体的な事案への適用を自ら検討し、説明することができるようになることが、学生に期待される到達度である。

<授業内容・方法と進度予定>

具体的な国際的な私法上の法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特別の問題について、いかなる規律が与えられているかを検討する。実務国際私法Ⅰでは、準拠法選択規則（狭義の国際私法）を扱う。また、授業方法は講義形式を基本とするが、適宜、受講者との質疑応答も行う。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 国際私法・基礎（1）：国際的私法的法律関係の規律の全体像
- 2 国際私法・基礎（2）：基本的な準拠法の決定方法
- 3 国際私法・総論（1）：重国籍者の本国法の決定等・不統一法国
- 4 国際私法・総論（2）：反致
- 5 国際私法・総論（3）：国際私法における例外則（公序則）
- 6 国際私法・総論（4）：その他の総論上の問題
- 7 国際私法・各論（1）：契約債権（1）
- 8 国際私法・各論（2）：契約債権（2）
- 9 国際私法・各論（3）：自然人・法人・法律行為の方式・代理
- 10 国際私法・各論（4）：法定債権
- 11 国際私法・各論（5）：物権・債権譲渡
- 12 国際私法・各論（6）：婚姻関係（1）
- 13 国際私法・各論（7）：婚姻関係（2）
- 14 国際私法・各論（8）：親子関係
- 15 国際私法・各論（9）：後見・相続

<授業時間外学修>

予習資料及び発展事項を学ぶための資料をレジュメとは別に配付する。なお、初回授業のための予習資料も Google Classroom に掲示するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

<教科書および参考書>

以下の書籍を教科書として使用する。

・櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2012年）
その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

<成績評価方法>

期末試験（80％）及び平常点（20％）により評価する。平常点とは、授業の中での質疑応答等を総合して、判断する評価点のことである。なお、成績評価に際しては上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

<その他>

3週に一度、土曜日に対面の授業を実施（1コマ）。全体として、5回の対面授業と、10回のオンライン（オンデマンド）授業を実施する形で開講する予定である。実際の開講日等については、初回の授業時に受講する学生と相談の上、決定する。

< Object and summary of class >

This course teaches Japanese rules on conflict of laws and covers the fundamental principles of those rules. The detailed understanding of Japanese rules on conflict of laws is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	実務国際私法Ⅱ		単位	2	担当教員 竹下 啓介
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	3週に1度・3回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW656J	

<授業の目的と概要>

本授業は、国際的な私法上の法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

<学修の到達目標>

国際的な私法上の法律関係を規律する国際民事手続法及び国際取引法の基本を理解した上で、個別具体的な事案への適用を自ら検討し、説明することができるようになることが、学生に期待される到達度である。

<授業内容・方法と進度予定>

具体的な国際的私法的法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特別の問題について、いかなる規律が与えられているかを検討する。実務国際私法Ⅱでは、国際民事手続法及び国際取引法に関する諸問題を扱う。また、授業方法は講義形式を基本とするが、適宜、受講者との質疑応答も行う。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 イントロダクション
- 2 国際裁判管轄総論
- 3 国際裁判管轄各論（1）－財産法関係事件の国際裁判管轄（1）
- 4 国際裁判管轄各論（2）－財産法関係事件の国際裁判管轄（2）
- 5 国際裁判管轄各論（3）－財産法関係事件の国際裁判管轄（3）
- 6 国際裁判管轄各論（4）－人事・家事関係事件の国際裁判管轄
- 7 裁判手続上の諸問題（当事者・渉外的な送達・外国法の適用）
- 8 外国判決の承認・執行（1）
- 9 外国判決の承認・執行（2）
- 10 国際訴訟競合
- 11 国際民事手続法に関するその他の問題（1）－民事裁判権免除
- 12 国際民事手続法に関するその他の問題（2）－渉外保全・国際仲裁
- 13 国際取引と統一法
- 14 国際売買
- 15 国際運送・国際支払

<授業時間外学修>

予習資料及び発展事項を学ぶための資料をレジュメとは別に配付する。なお、初回授業のための予習資料も Google Classroom に掲示するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

<教科書および参考書>

以下の書籍を教科書として使用する。

・櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2012年）
その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

<成績評価方法>

期末試験（80％）及び平常点（20％）により評価する。平常点とは、授業の中での質疑応答等を総合して、判断する評価点のことである。なお、成績評価に際しては上記の＜達成度＞が指標の1つとなる。

<その他>

3週に一度、土曜日に対面の授業を実施（1コマ）。全体として、5回の対面授業と、10回のオンライン（オンデマンド）授業を実施する形で開講する予定である。実際の開講日等については、初回の授業時に受講する学生と相談の上、決定する。

< Object and summary of class >

This course teaches (i) Japanese rules on international civil procedure and (ii) international trade law rules relevant to Japan and covers the fundamental principles of those rules. The detailed understanding of those rules is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.